

令和3年度  
臨時総会



四街道市立和良比小学校PTA

令和3年4月9日

四街道市立和良比小学校 PTA 会員 様

四街道市立和良比小学校  
PTA 会長 渡邊 敦子

## 書面表決による臨時総会のお知らせ

日頃より PTA 活動へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本校の PTA 総会の成立条件は、出席及び委任状提出による決議が基本となっております。本来であれば会議による開催を実施するところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の臨時総会も書面による決議とさせていただきます。

本臨時総会では3点の議案をあげさせていただきます。ご提出いただいた議決権行使書のうち、承認が過半数を超えた場合には可決とさせていただきます。提出がない場合は承認とみなします。

ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 1. 議案

【第1号議案】第3章 執行部 第7条の改定（案）（PTA 規約の改定案をご参照ください）

※執行部の適切な運営を図るため、立候補者不在による執行部役員の欠員や推薦活動で執行部役員を選出できなかった場合の措置。

【第2号議案】第5章 機関 第16条の改定（案）（PTA 規約の改定案をご参照ください）

※今後、書面または電磁的方法による議決権行使の需要が増えることを見込み、それに対応する規約制定の施行。

【第3号議案】子1人につき役員2回目問題とクラス役員人数の軽減について

（テキストの図をご参照ください）

※厚生部と文化部を合体させ1つの部に統合。それによりクラスから選出する役員数を軽減させ、ひいては役員2回目問題を回避するという施策。

前回の臨時総会にて承認をいただきましたがこの案件につきましては、運営委員会内で臨時総会に提出する議題の審議決定が不十分でしたので、改めて再度臨時総会にあげさせていただきます。

### 2. 方法

本日配布した議決権行使書に「承認」「非承認」のどちらかに○をつけてください。「非承認」の場合は、必ず代替案を添えて提出願います。提出がない場合は「承認」とみなします。

なお、本資料の掲載につきましては令和3年4月15日（木）を期限とさせていただきます。

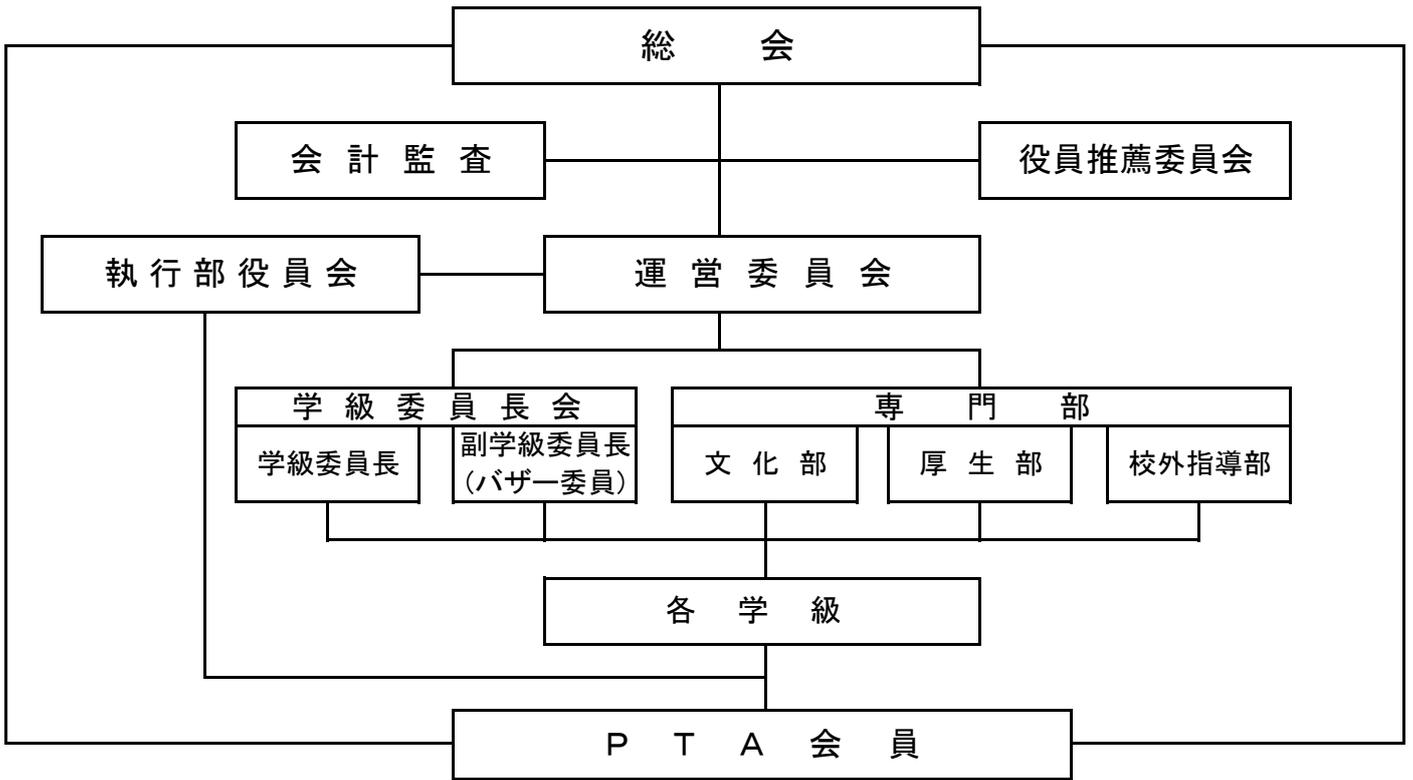
担任の先生にご提出してください。

現 在	改 定 案
<p><b>第3章 執行部</b></p> <p>第7条 執行部役員は、役員推薦委員会が立候補者を推薦し、総会において承認を得る。</p> <p>会計および書記は、立候補者不在の場合、クラス役員の互選により選出し、総会において承認を得る。</p> <p><b>第5章 機関</b></p> <p>第16条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会と臨時総会がある。</p> <p>総会は会員の3分の1（委任状も含む）の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p>	<p><b>第3章 執行部</b></p> <p>第7条 執行部役員は、役員推薦委員会が立候補者を推薦し、総会において承認を得る。</p> <p>会計および書記については、立候補者不在の場合、クラス役員の互選により選出し、総会において承認を得る。</p> <p><u>会長および副会長については、立候補者不在の場合、または推薦活動により役員が選出できなかった場合、役員未経験者を対象にくじ引きにて選出する。</u></p> <p><b>第5章 機関</b></p> <p>第16条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会と臨時総会がある。</p> <p><u>総会は、会議を開催し決議するか、Webを利用する方法など事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。事前に運営委員会が定めた方法による場合は、書面または電磁的方法による議決権行使ができる。</u></p> <p><u>総会は、委任状を含めて会員の3分の1の出席者(書面または電磁的方法による議決権行使も含む)をもって成立する。議決は出席者による議決権行使および書面または電磁的方法による議決権行使の過半数の同意を要する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。</u></p>

第3号議案

PTA運営組織図

旧



新

PTA運営組織図

